

ゴルフ場利用規約

第 1 条(約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方は、本約款に従ってご利用願うことといたします。

第 2 条(当ゴルフ場に係る利用契約の成立)

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、本約款を確認のうえ当日フロントにおいて所定の名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

第 3 条(当ゴルフ場に関する利用の謝絶)

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

- ・満員でスタート枠に余裕がないとき。
- ・天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- ・利用者が暴力団員もしくはその関係者と認められるとき。
- ・利用者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められたとき。
その他公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合。
又はなすおそれがあると認められたとき。
- ・技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
- ・その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

第 4 条 (ロッカーの鍵)

ロッカーの鍵は各自で保管していただくとし、これの紛失による事故が発生しても当ゴルフ場は責任を負いません。また、ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預かりいたしません。

第 5 条(金銭その他の貴重品の保管)

金銭その他の貴重品は、貴重品ロッカーへお預けください。貴重品ロッカーをご利用いただいた場合、ご利用時間中はお客様の所有物と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理していただきます。また、携帯品についても、当ゴルフ場は責任を負いません。

第 6 条(駐車場の利用)

当ゴルフ場が提供している駐車場で自動車及び車両内の物品に盗難又は損傷等の事故があっても当ゴルフ場は責任を負いません。

第 7 条(宅配便の取り次ぎ)

宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズなどの 受領・保管・発送はお取り次ぎ致しますが、お取り次ぎ中の物品の盗難、紛失、損害等の一切の責任は負いません。

第 8 条 (当ゴルフ場の利用における危険防止及びエチケットの遵守)

- ・ ゴルフは紳士のスポーツであり時には危険を伴う場合がありますので
プレーヤーはマナー一般常識を守り自己の責任でプレーして頂きます。
- ・ クラブの素振りはティーマーク内の打席又は当ゴルフ場が指定する場所で行い
それ以外の場所で行わないでください。なお、素振りをするプレーヤーは
常に周囲に注意し、他の人にクラブがあたらないようにしてください。
- ・ 打順以外のプレーヤーは、ティークラウンド内に立ち入らないでください。
- ・ 打者は、先行組に打ち込まないように注意してください。
なお、キャディの合図は、先行組との間に通常の方の飛距離以上の
間隔があると判断した時の目安にすぎませんから打者は
自己の飛距離を勘案し先行組に打ち込まないように最善の注意をしてください。
- ・ 後続組に先行させて打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組
全員のプレーヤーが打ち終わるまで、安全な場所に待避してください。
- ・ プレーヤーは、自己の飛距離及び飛球方向に最善の注意をして打球し、
隣接ホールへ打ち込まないようにしてください。隣接ホールへ
打球を打ち込んだプレーヤーは当該ホールのプレーヤーに対し合図し
同プレーヤーのプレーの邪魔にならないように注意して打球してください。
- ・ プレーヤーは、自己の同伴プレーヤーが打球する場所の前方に位置しないでください。
同伴プレーヤーは、互いにエチケットを遵守し、他のプレーヤーの打球に常に注意し、
安全かつ気持ちよくプレーするよう心がけてください。
- ・ ホールアウトしたプレーヤーは、グリーン上から直ちに離れ、後続組の打球が
飛び込まない位置に直ちに移動し安全な場所を通り次のホールへ移動してください。
- ・ 乗用カートには自働停止装置が装備されています。
プレーヤーは常にカートの位置に注意してください。
なお、プレーヤーは絶対にカート道路上に立ち止まらないでください。
- ・ プレーヤーは、ディボットに砂を埋め、かつグリーン上の
ボールマークをホークで修理し元の状態に戻してください。

第 9 条 (雷鳴があった場合)

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる
場所に退避して下さい。

第 10 条 (火気の使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁します。
マッチの燃え残り、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

第 11 条 (当ゴルフ場への持ち込み禁止)

施設内に下記のものを持ち込むことをお断わりいたします。

- ・動物、鳥類等のペット類。
- ・著しく悪臭を放つもの。
- ・銃砲刀剣等。
- ・発火、爆発のおそれがあるもの。
- ・爆音を発するもの。

第 12 条 (禁止行為)

施設内で下記の行為はお断わりいたします。

- ・賭博、その他風紀をみだす行為。
- ・物品販売、宣伝広告等の行為。
- ・他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為及びゴルファーとして不適正な服装。
- ・利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く。）
- ・尚、特に許可した場合であっても、利用者以外（含ギャラリー）が傷害等の被害を受けた場合当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。
- ・写真撮影、録音等の行為（特に許可する場合を除く。）

第 13 条 (当ゴルフ場の利用の予約、申し込みなど)

当ゴルフ場を利用しようとする方は、当ゴルフ場が別に定めます
予約料などの諸規定を遵守してください。

第 14 条 (プレー終了後のクラブなどの確認。)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。
確認後はクラブの不足、キズ等について当ゴルフ場は責任を負いません。

第 15 条 (お忘れ物の処理)

当ゴルフ場は、当ゴルフ場内でのお忘れ物につきましてハウスキーピングにて
お預かりします。忘れ物をした方は、当ゴルフ場に連絡してください。
なお、忘れ物に関して当ゴルフ場に3ヵ月以内に連絡されなかった場合は
当ゴルフ場は忘れ物の所有権を放棄したものとみなして当該忘れ物を廃棄処分などの
処理をします。

第 16 条 (服装)

当ゴルフ場を利用される方は、ゴルフにおけるエチケットに則った
適正な服装で来場し、プレーをしてください。

第 17 条 (打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

第 18 条（隣接ホールへの打込み）

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

第 19 条（場外への試し打ちの禁止）

場外への試し打ちは、最も危険な行為です。絶対に行わないで下さい。

第 20 条（退 避）

後続組に対して打球させるときは先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に退避して下さい。

第 21 条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトしたときは直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールに進んで下さい。

第 22 条（個人情報の取り扱いについて）

当ゴルフ場は、予約時点で電話・FAX・Eメール等で入手した個人情報と、プレー当日ご署名いただいたプレーヤーの個人情報を、当ゴルフ場の責に則り安全管理に努めます。また、当ゴルフ場では、予約の受注、当ホテルからお知らせや緊急の際ご連絡の際その他、当ゴルフ場の業務付帯・関連する事項に対応する目的で、上記の個人情報を使用する場合がございます。

第 23 条（快適なプレーと安全の確保）

- ・プレーをなさるお客様は、プレー中のすべての行動に責任をお持ちください。
- ・ハーフラウンド2時間以内を目安としてプレーするように心掛けてください。
- ・当ゴルフ場では円滑なプレー、危険防止、快適なプレーを目的としてローカル・ルールを設定しておりますので必ずお守りください。
- ・アウト オブ バーンズ (O・B) の境界は白杭をもって標示する。
- ・ラテラル ウォーター ハザードの境界は赤杭をもって標示する。
- ・アンダー リペア（修理地）の区域は青杭又は白線をもって標示する。
- ・道路 金網 目土箱 支柱及びワイヤーとそれを伴う樹木等は動かす事の出来ない人工の構築物とする。
- ・上記以外は総て JGA 規定に則る。

以上